

長崎市農業委員会 令和7年11月総会 議事録

1 日 時 令和7年11月28日(金) 14:00 開会
15:10 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室
(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(15名)

井川 義英	池田 憲二	岩本 隆	植田 正和	尾崎 正孝
上川 満治	柴原 恵	平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治
峰 忠幸	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀	山崎 実男

5 欠席農業委員(4名)

岩永 一也 永岡 亜也子 野中 麻美 山口 眞佐栄

6 出席推進委員(24名)

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美
久保 正	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也
野口 弘人	野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博
松浦 行信	松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳
村田 美津枝	森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝	

7 欠席推進委員(0名)

8 出席職員

【農委事務局】 松尾事務長 木下農政管理係長 中山農地係長 浦上主事

9 議事

【付議事項】

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進景観（案）の意見審議について
- (5) 農業委員会事務局職員の任免について

【報告事項】

- (1) 令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について
- (2) 遊休農地対策検討委員会について
- (3) 事務局長専決事項の報告について
- (4) 長崎県常設審議委員会について

【その他の事項】

- (1) 令和7年度 農業委員会視察研修について
- (2) 令和7年度農地利用意向調査について
- (3) 回議案内等の電子メール化について
- (4) 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について
- (5) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (6) 令和7年12月、令和8年1月の行事予定について

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年11月農業委員会総会を開会いたします。本日は議会の一般質問の関係で萩原事務局長は欠席となっておりますのでご了承ください。それでは、付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、11月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座って、議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は15名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は24名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。松尾隆治委員と増田茂委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松尾農業委員・増田農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が5件ございますが、12月1日付で人事異動があり、転入者の方に来ていただいておりますので、時間の都合上初めに、第5号議案「農業委員会事務局職員の任免について」事務局から説明をお願いします。

○事務長 それでは、第5号議案「農業委員会事務局職員の任免について」説明いたします。左上に①と記載した議案書の9ページをご覧ください。令和7年11月25日に、令和7年12月1日付け人事異動の発令通知がありました。農業委員会事務局職員は、「農業委員会等に関する法律第26条第3項」の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。議案書の10ページをご覧ください。令和7年11月25日に発令された農業委員会事務局に係る令和7年12月1日付け人事異動の内示でございます。左側が転出者、右側が転入者です。まず、左側の転出者ですが、農政管理係の木下係長が南総合事務所三和地域センターへ転出します。続きまして右側の転入者でございますが、市民生活部ながさきピース文化祭推進室の稲岡涼子係長が農業委員会事務局農政管理係長として転入されます。第5号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、本件につきまして、議案のとおり農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは転出される木下係長よりご挨拶をお願いします。

— 転出者あいさつ —

○議長 転出されます木下係長におかれましては、大変お世話になりました。今後とも健康に留意され、新しい環境の中でのますますのご活躍をお祈りいたします。

続きまして、本日は転入される稲岡係長も来られていますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

— 転入者あいさつ —

○議長 ありがとうございます。稲岡係長、どうぞよろしく願いいたします。それでは議事を進めさせていただきます。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮摺町及び大崎町の農地6筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営を継承するため、譲受人は農業経営を譲り受けるためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で670日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、河平久明推進委員より報告をお願いします。

○河平推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月17日に私と山崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はビワ、ミカンなどの栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第1号議案2番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海尾戸町の農地2筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢による離農のため、譲受人は農業経営を開始するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては事務局より報告いたします。11月14日に事務局で現地確認を行い、平尾農業委員、今村推進委員は事前に現地確認を行っております。申請地は露地野菜の栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

次に、第1号議案3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する野母町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は申請地は農地までの道がなく、耕作が不便であることから農業経営を縮小するため、譲受人は自宅の隣接地であり、普通畑として使用したいためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月14日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第1号議案4番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんと〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は親の農地を相続したものの農業経営をしていないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は不耕作面積もないため要件を満たしてお

ります。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で350日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月17日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はレモンの栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

○城戸推進委員 ちょっとお尋ねします。1番の経営面積と取得後面積が一緒になっている件と、あとこれは親子の関係ですかね。

○農地係長 はい、親子の関係でございます。

○城戸推進委員 生前贈与になろうかと思うんですけど、死んだ後に相続して所有権移転する場合と、生きているうちに所有権移転する場合があると思うんですが、贈与税の取り扱いが分かれば教えてください

○農地係長 贈与税の取り扱いについては、今把握しておりませんので次回ご説明いたします。

○城戸推進委員 面積が一緒な件はどうですか。

○農地係長 これは家族経営だったので、経営面積は同じというふうになっております。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可すること

に決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地2筆について、駐車場及び宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和54年に隣接地に住宅を建設した際から駐車場及び宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございませぬ。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございませぬ。申請地〇番〇は駐車場となっており、〇番〇は隣接する家屋の植栽部分及び駐車スペースとなっております。雨水排水につきましては、自然流下となっており、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては松本貞幸推進委員より報告をお願いいたします。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月17日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和54年頃から駐車場及び宅地として利用しており、追認許可申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございませぬ。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問などございませぬか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地3筆、及び〇〇さんが所有する隣接する農地2筆について、〇〇〇の〇〇さんが5筆合わせて、道及び駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面計画図でございます。青色の部分が通路となり、赤色の部分が駐車場となります。当該地に隣接する海岸沿いの緑色部分は県が所有する海岸沿いの通路であり公道ではないため、長崎県港湾漁港事務所公営課へ接道承諾願を提出しましたが、不承認となったため、転用許可が必要になりました。雨水排水については堤防の管理通路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いいたします。

○久保推進委員 現地調査についてご報告します。11月14日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、通路と駐車場を整備して利用する予定です。新たに建物を建築することもないため、隣接する農地への日照・通風に影響はなく、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇の〇〇さんが所有する横尾5丁目の農地2筆について、〇〇の〇〇が資材置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、農業用倉庫を倉庫として利用し、倉庫以外の部分は車両駐車場、回転場及び進入路として使用します。雨水排水につきましては自然流下となります。次が現地の写真です。倉庫、駐車場部分です。進入路部分です。現地調査につきましては、山下和孝推進委員より報告をお願いします。

○山下推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地に関しては、倉庫については現状のまま電気工事の資材置場として、倉庫以外の部分についてはトラック等の駐車場、車両の回転場及び通路として使用予定です。倉庫の位置も隣接する農地からは離れており、隣接する農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きますして第3号議案3番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面計画図でございます。雨水排水につきましては、側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月18日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は木造平屋建て住宅を建設する予定ですが、敷地の造成は行わず、現状のまま住宅を建設します。雨水は隣接する側溝に、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流し、建物も平屋建てで高さを抑えており、隣接農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○平尾議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○平尾議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○平尾議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きますして、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○中山係長 続きますして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画」についてご説明いたします。まずは、1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する千々町の農地1筆988㎡のうち700㎡について、長崎県農業振興公社が20年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました千々町の農地について、20年の賃貸

借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は700㎡となり、利用につきましてはザボンの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の2番の説明の後に併せて、河平久明推進委員より報告を行います。

続きまして、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する千々町の農地1筆614㎡について、長崎県農業振興公社が20年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆について、20年の賃貸借により〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は1,314㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、河平久明推進委員に報告をお願いいたします。

○河平推進委員 1番及び2番の現地調査について併せてご報告いたします。11月5日に私と山崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。1番及び2番の申請地はともに利用権の新規設定を行うもので、利用については、1番がザボンなどの果樹、2番はミカンの栽培を行います。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地3筆1,542㎡について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました長浦町の農地3筆について、10年の使用貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は13,850㎡となり、利用につきましてはブドウの栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては久保正推進委員に報告をお願いいたします。

○久保推進委員 現地調査について報告します。11月5日に、私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはブドウの栽培を行います。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆707㎡について、

長崎県農業振興公社を通じて10年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行っていましたが、今回、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は1,380㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行います。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の5番の説明の後に合わせて、松浦行信推進委員より報告を行います。

続きまして、第4号議案5番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆488㎡について、長崎県農業振興公社を通じて10年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行っていましたが、今回、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は17,141㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を行います。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの4番と併せて松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 4番と5番の現地調査について併せて報告します。11月5日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。4番及び5番の申請地はともに利用権の移転を行うもので、利用についてはともに露地野菜の栽培を行います。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案6番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地3筆2,152㎡について、長崎県農業振興公社を通じて10年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行っていましたが、今回、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は2,152㎡となり、利用につきましては、水稻の栽培を行います。なお、今回借受人が〇〇〇と遠方であるため、耕作が可能かどうかの調査のため、借受人本人に地区農業委員がヒアリングを行い、今後の計画や協力体制等を確認しました。借受人の〇〇さんは〇〇〇に居住はしていますが、借受地の近隣に実家があり、借受地の稲作について母親とともに農作業を手伝ってきた経緯や実績があり、これまでも頻繁に〇〇〇へ通ってきており、また、自営業ということで比較的時間に自由が利くことから、これからも随時、通ってきて耕作に従事する予定であります。また、今後は補完的に近隣の親族の協力も得られるとのことから、水稻の栽培は可能と判断しました。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告を行います。

○濱口推進委員 現地調査について報告します。11月5日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の移転を行うもので、利用については水稻の栽

培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項1「令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」口頭にて報告させていただきます。11月21日15時から、市役所8階第2応接室にて、農業委員会から運営委員6名にご出席いただき、平尾会長から鈴木市長に意見書を提出いたしました。市長からは、現在、農業の抱える問題は、重要な課題であると認識しており、課題解決に向けては、関係機関と連携して取り組んでいきたいとの言葉をいただいております。また、出席した委員からの意見として、平尾会長から地域計画のブラッシュアップの必要性や今後のスケジュール、基盤整備による農地の確保、日本一のビワ産地である茂木地区の活性化について、井川委員からは、市内小中学校で実施している体験農業の重要性と市長の参加の要請、基盤整備を行う際の農地所有者の負担軽減について、柴原委員からは、有害鳥獣対策における道路補修への対応、市単独分のワイヤーメッシュのどぶ漬けなどについて意見が出されました。その後、市議会議長に対し意見書提出の報告を行い、協力と支援について要請するとともに、市議会議員にも情報共有を図るため各会派に対しその旨の説明を行っています。なお、今回提出しました意見書に対する正式な回答につきましては、12月の総会時に関係機関に出席いただき、説明をいただく予定としております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「遊休農地対策検討委員会について」山崎委員長より報告をお願いします。

○山崎委員長 それでは、令和7年11月28日、午後1時30分から開催されました、第2回遊休農地対策検討委員会について報告いたします。出席者は、委員11名のうち8名で

した。議題としまして、1「令和7年度農地利用状況調査結果について」、2「令和8年度農地利用状況調査について」協議をしていただきました。農地の利用状況調査は、大変な作業となりますが、皆様のご協力方、よろしくお願いいたします。詳しくは、事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしくお願いいたします。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。それでは引き続き、事務局から資料等についての説明をお願いします。

○農地係長 それでは、資料に基づき事務局からご説明いたします。資料は左上に②-1と記載した「令和7年度第2回長崎市遊休農地検討委員会」の資料になります。国への報告は3月31日現在で報告するようになっていきますので、今回は11月1日現在の速報値として報告いたします。それでは、資料2ページの「令和7年度農地利用状況調査結果」をご覧ください。表の最下段の左端に、全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で129,222筆、5,085.3haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で53,703筆、2,340.3haで対象面積に対し46%の面積となっております。次に、表②の遊休農地のA分類は、7,405筆、320.5haで対象面積に対し6%の面積、表③の遊休農地のB分類は、68,114筆、2,424.5haで対象面積に対し48%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほどご確認いただければと思います。次に3ページに過去5年間の比較表を、また4ページから6ページには過去5年間の数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。「令和7年度農地利用状況調査結果」につきましては以上でございます。

続きまして、「令和8年度農地利用状況調査について」でございます。資料の7ページをご覧ください。令和8年度農地利用状況調査につきましては、本日配布しております「農地利用状況調査野帳」をもとにして、調査をお願いいたします。まず、1の目的といたしましては、農地法第30条第1項にある『農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならない』の規定に基づき、長崎市内にある全ての農地の利用状況について調査を実施します。調査の結果、遊休農地（A分類）の所有者等に対しては『利用意向調査』を実施し、その意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付やその他の方法による農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を図ります。また、B分類と判断された農地につきましては、非農地判断の対象となり、非農地通知の手続きを進めてまいります。

次に2の実施体制ですが、各地区の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんが協力して行っていただきます。実施体制につきましては、該当地区を農業委員さんと推進委員さんで重複しないように分けて、それぞれ単独で調査されているようです。

次に3の調査方法ですが、農地地図などにより農地を特定し、その利用状況を『農地利用状況調査野帳』に記入していきます。それでは資料の10ページをご覧ください。野帳の記入例を掲載しておりますが、主な記入内容としては、調査をしていただいた農地につい

て調査日、調査結果は1筆ごとに該当箇所を丸で囲みます。違反転用が疑われる場合は、「他」を丸で囲み、具体的な内容を「備考欄」に記入します。次に新たに発生したA分類（昨年がA以外で今年がA）につきましては発生場所を記入していただきます。発生場所は「山間部」「平地」「山麓」「崖地」の4分類になりますが、難しく考える必要はありませんので、山間部か平地とその間であれば山麓といった程度でかまいません。なお、農地中間管理事業における利用状況報告が廃止され、農業委員会が行う農地利用状況調査により農地の現状を確認することになっておりますので、表の中ほどにある『中間管理』の欄に○の付いている農地は優先的に調査をお願いします。また山林化し、非農地判断を行った農地には、「調査結果」の欄に『非農地通知済』と表示しておりますので、調査の必要はありません。それでは資料に9ページにお戻りください。5の調査結果報告ですが、本日お配りした『農地利用状況調査野帳』により調査を実施していただき、翌年6月に回収させていただきます。この調査結果をもとに11月時点での利用状況調査表を作成します。この利用状況調査の結果をもとに利用意向調査を実施し、意向調査の結果と遊休農地に対する措置状況を3月末に県に報告することになります。次に11ページから13ページにかけては、利用状況調査の流れや遊休農地の区分（A分類とB分類）、事例等を掲載しておりますので参考にさせていただきます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。一応意向調査は国からは8月にやるようになってるんですけども、8月は非常に暑くなってきておりますので、11月から6月の間にやっていただき、6月の総会で提出をお願いします。

○上川農業委員 許可申請と関連するかなと思いますが、戻りますけれども許可申請をされ総会で承認されたということで、内容は新規就農者が参入なのか、継承なのか名前が変わったり息子さんだったり名前が変わっている部分もあるんですが、そのへんも書いてもらえれば、おじいちゃんから継承したんだとか親族から継承したんだとか、新規就農ならば新しく参入したんだとか、我々が地元の会議で新しく地域計画のお誘いをかけるときに参考になるんじゃないかと思うんです。なのでそこらへんの情報を総会の場で落とし込んでもらえるのであれば、委員にとってはプラスになるかと思うのでよろしくをお願いします。

○農地係長 今ご意見がありました点については、私共で把握できる可能な限り、これを記入していきたいと思っております。また説明の時に新規参入なり継承なりを説明していきたいと思っております。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項3「事務局長専決事項について」ご報告いたします。資料②の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、3件提出されました。合計7件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項4「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は11月10日に開催されました。資料は3ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和7年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「令和7年度農業委員会視察研修について」ご説明いたします。資料は左上に③と記載したその他の事項の1ページをご覧ください。視察研修につきましては、10月の総会でも説明をさせていただきましたので、変更点のみ説明します。「2 参加人数」ですが、現時点で事務局職員を含めまして29名となっております。ページめくっていただいて、資料2ページに出欠一覧表を添付しておりますので、ご自身の出欠状況に間違いがないかご確認ください。間違いがある場合は後程事務局までご連絡をお願いします。また、併せまして、出欠の変更につきましては、ホテル等との調整の都合上、12月12日（金曜日）までにご連絡をお願いします。資料1ページにお戻りください。「5 行程」の中の13日の宿泊場所についてですが、久留米市のハイネスホテル久留米に宿泊予定で、1人部屋を予定しており、夕食はホテルの会場でとることとしております。また例年、研修に係る一部経費（自宅から集合場所までの往復交通費等）を互助会会計から支出しており、支出については12月に臨時総会を開催し決定していましたが、今年度は7月の通常総会で既に承認を頂いています。また、視察に伴う出席委員の旅費の受領につきましては、例年同様、事前に事務局が受領し、必要経費をまとめて支出のうえ、最後に残額をお渡しすることについて、ご了承いただきたいと思います。その他の事項1についての説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項2「令和7年度農地利用意向調査について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 その他の事項2「令和7年度農地利用意向調査について」ご説明させていただきます。その他の事項の資料の3ページをご覧ください。農地利用意向調査は、農地利用状況調査の結果、A分類と判断された農地の所有者に対し、農地法第32条の規定に基づき、今後の当該農地の利用意向について調査を行うものです。今回の利用意向調査の対象農地は、利用状況調査の結果、新たにA分類として判断された農地428筆、301人を対象としております。調査対象者には、11月14日（金曜日）に、資料4ページの「農地の利用意向調査について」の文書と、5ページの調査票、及び返信用封筒を郵送しております。調査の回答期限は、12月22日（月曜日）としております。資料5ページの調査票をご覧ください。例年と様式に変更はありませんが、調査表の上の方になります。農地所有者の欄、それから資料中ほどの表中の右側、「利用の意向【必須】」の欄に、資料下段の「農地の利用の意向の選択肢」に記載しております、①～⑤のいずれかの番号を記載していただくこととなります。なお、所有者の住所を基に区分した、地区別の調査対象者リストを、対象農地がある地区の委員の皆さまあてに、11月14日（金曜日）に送付させていただきます。調査対象者から問い合わせがありましたら、対象農地について、「普段から耕作されている農地」か「遊休農地」かの判断が難しかったため、状況を確認するための調査であり、調査票の回答欄に①から⑤までのいずれかの意向を記載いただき、農業委員会事務局へ返信していただくようご指導ください。なお、回答期限後、回答をいただけない対象者につきましては、事務局で未回答者リストを作成したうえで、委員の皆様へ回収をお願いさせていただきますので、その際はよろしく願いいたします。また、配付いたしました対象者リストにつきましては、個人情報を含んだ資料になりますので、取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。「その他の事項2」についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項3「会議案内等の電子メール化について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 その他の事項3「会議案内等の電子メール化について」についてご説明いたします。その他の事項の資料の7ページをご覧ください。目的としましては、連絡の簡

易化や迅速化、郵送に係る業務量や費用の削減、郵送日数の削減による効率化を目的としています。次に、電子メール化する連絡内容についてですが、まず、運営委員会及び総会の開催案内、それから会議等の欠席連絡について12月から試行的に開始したいと考えています。試行結果を踏まえ、その他の会議の開催通知や農業図書発刊の案内などの文書についても、本年度中に順次実施したいと考えています。次に3留意事項ですが、従来のとおり郵送を希望される方につきましては、引き続き郵送にて対応いたします。最後に、登録方法ですが、電子メールでの連絡を希望される方は、記載しているメールアドレスに、件名に名前を入力して送付してください。その他の事項3についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、その他の事項4及び5について、説明させていただきます。まず、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」でございます。資料はその他の事項の資料8ページをご覧ください。令和7年度の目標部数は116部となっており、現在の購読部数は先月の報告以降、新規申込が1件ありましたので、88部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料9ページから12ページに「令和7年度の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合や、上半期の集計を確認したい場合は、後程事務局にご連絡ください。なお、表の右側の合計欄は上半期の日数も含めた日数を掲載しております。その他の事項4及び5についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

－ 意見等なし －

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項6「令和7年12月、令和8年1月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

－ 行事予定について説明 －

○議長 ありがとうございました。他になにかございませんか。

○城戸推進委員 12月25日の行事予定なのですが、総会の前に勉強会があるんですね。内容がよく分からないが、講和の和が話じゃないかと。終活というのは内容が濃いものになるんじゃないかと。

○農政管理係長 講師は去年まで農協にいた〇〇さんご存じですか。その〇〇さんをお願いをしているんですけども、相続についてであったりの内容で、今後詳細な内容については協議を行っていきたいと思います。

○城戸推進委員 分かりました。

○農地係長 事務局からよろしいですか。前回総会で説明しました、農地に係る固定資産税の特例措置について、簡単な分かりやすい資料を今回つけておりますのでご覧ください。簡単に説明させていただきますと、所有する農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合に固定資産税の軽減が受けられるということで、平成28年度に創設されまして2年ごとに延長がされております。適用要件が3つあります。所有するすべての農地を農地中間管理事業に貸し付けること。2番目が設定期間は10年以上であること。3番目は期間内に設定されていること。内容が貸付期間によって軽減内容が分かれていますのでご参照ください。以上でございます。

○議長 それでは、これで11月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。